

令和5年度  
鹿沼市  
家庭用低炭素化促進設備導入報奨金

申請の手引



鹿沼市では、温室効果ガスの排出削減や地球温暖化対策等のため、住宅用の低炭素化促進設備導入を推進しています。

受付窓口・問い合わせ先

環境課環境政策係 環境クリーンセンター管理棟2階

〒322-0045 鹿沼市上殿町 695-7

電話 0289-64-3194 FAX 0289-65-5766

## 1 目的及び事業概要

鹿沼市では、市民が地球温暖化対策に取り組み、環境への負荷の少ない住宅の普及促進を図るために、自ら居住する市内の住宅に低炭素化設備を設置した方を対象に、予算の範囲内で報奨金（商品券）を支給します。

報奨金の対象となる設備や金額等、制度内容については継続的に見直しを図っています。年度によって内容が変更になる可能性もありますので、必ず事前に確認していただき、設備の設置後は速やかな報奨金の申請をお願いします。

### [1]対象となる低炭素化促進設備について

対象となる設備は、住宅等に新たに設置する設備になります。

#### ■ 対象となる設備と支給要件

##### ① 発電設備

###### 太陽光発電

- ・太陽電池モジュールの出力の合計値又はインバータ（パワーコンディショナ）の出力値が10kW未満であること。

##### ② 蓄電設備

###### リチウムイオン蓄電池

- ・設備の設置に要した費用が50万円以上で、設備を設置した住宅に太陽光発電設備が設置されていること。

##### ③ ZEH住宅

- ・新築住宅であって、ZEH強化外皮基準を満たし、基準一次エネルギー消費量を20%以上削減した住宅であること。また、太陽光発電設備（太陽電池モジュールの出力の合計値又はインバータの出力が10キロワット未満のものに限る。）が設置され、稼働していること。

#### ■低炭素化設備の対象となる設置時期（令和5年度）

- ① 発電設備②蓄電設備③ZEH：令和4（2022）年4月1日以降に設置が完了したもの

## ■ 報奨金の金額

報奨金の金額の算出は下記の区分の通りです。

区分①と②を同時に設置した場合は、当該区分の合計額となります。

① 発電設備	既築住宅のみ 30,000 円
② 蓄電設備	既築住宅のみ 40,000 円
③ ZEH	新築住宅のみ 150,000 円

※既築住宅・・・建築工事完了後1年以上経過した住宅を指します。

## [2]報奨金の申請について

### ■ 報奨金の複数申請について

報奨金は、上記①～③の区分毎に申請することができますが、同じ区分の設備を2つ以上申請することはできません。

①及び②の区分の設備を同時に設置した場合は、申請も同時に行うことができます。

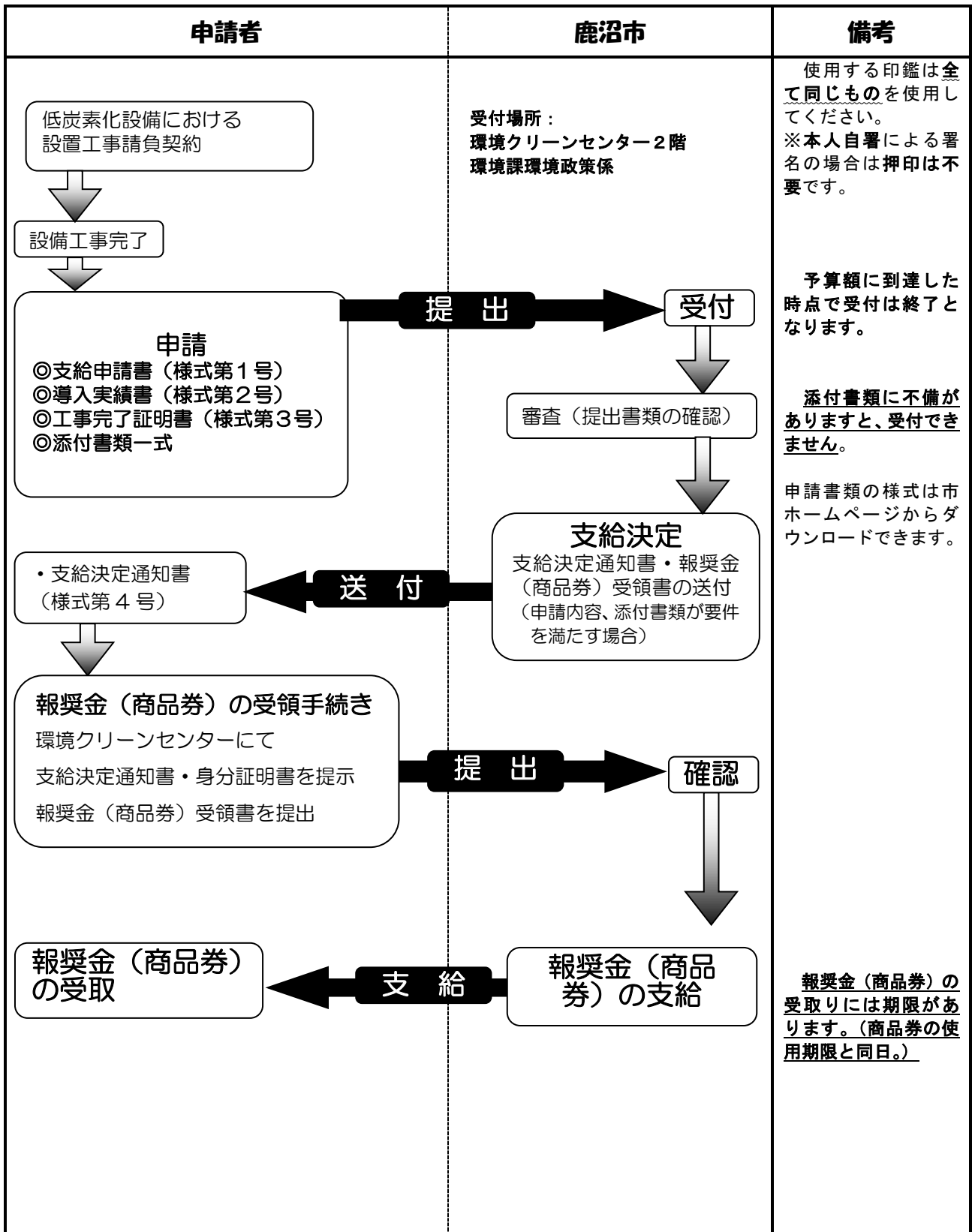
### ■ 過去に補助金等の交付を受けている場合について

過去に太陽光発電設備などの補助金や報奨金の支給を受けた場合でも、蓄電設備の区分であれば申請することができます。例えば、3年前に太陽光発電設備を設置し、補助金または報奨金を受けた方が、新たに蓄電池を設置した場合、別の区分のため申請が可能です。

## [3]申請者要件

- ・市内の住宅に低炭素化設備を購入し設置した方（新品・未使用品に限ります。）
- ・市内の低炭素化設備を設置した住宅の場所に住所を有し、居住している方
- ・低炭素化設備を設置した住宅が店舗等との併用住宅又は集合住宅の場合は、自ら居住する部分のみで電力又は熱を使用している方
- ・市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がない方

## 2 申請の流れ



[1] 支給申請

低炭素化設備設置の事業完了後、次の支給申請書類を受付窓口へ提出してください。

■ 申請に必要な書類

① 鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給申請書（様式第1号）

・申請手続きを事業者委任する場合は、「報奨金申請代理人」欄に記名及び押印が必要です。

② 家庭用低炭素化促進設備導入実績書（様式第2号）

③ 工事請負契約書又は住宅購入に係る売買契約書等の写し

- ・契約書や請書、注文書等の設備の購入や設置の依頼をしたときに交わしたもの
- ・申請者及び事業者の押印があるもの

④ 費用内訳書（設備の設置に要する費用内訳がわかるもの）

⑤ 領収書の写し

⑥ 住宅等の全景及び設置状況がわかるカラー写真（ア、イのどちらも必須）

ア 設備を設置した住宅等の全景写真

- ・倉庫の屋根などに設置した場合、電力等を使用する住宅の全体写真

イ 設備の設置状況がわかる写真

低炭素化設備	必要な写真
太陽光発電	太陽電池モジュールの設置が確認できるもの
リチウムイオン蓄電池	蓄電ユニット及び太陽電池モジュールの設置が確認できるもの
ZEH住宅	発電設備（太陽光発電）の設置が確認できるもの

⑦ 工事完了証明書（様式第3号）

- ・実績書記載の設備の工事完了日を証明するもの。
- ・設備を設置した事業者が作成してください。

⑧ 住民票の写し（コピー不可 ※窓口で交付されたものが「住民票の写し」です。）

- ・申請者本人分（本籍・続柄省略で可）
- ・鹿沼市役所市民課又は各コミュニティセンターで交付を受けてください。

⑨ **市長が別に定める補助金等の交付決定書、BELS 評価書、住宅性能評価書その他 ZEH 住宅であることが分かるものの写し**

- ・ZEH 申請の場合に限ります。

[2] 支給決定

支給申請書類を受付後、その内容を審査します。審査の結果、市が支給決定したときは、**報奨金支給決定通知書**（様式第4号）を送付します。

支給決定により支給される商品券は、申請者の居住地区により決定します。

● 旧鹿沼地区に居住する方

⇒鹿沼商工会議所の発行する**鹿沼市共通商品券**

● 旧栗野地区に居住する方

⇒栗野商工会の発行する**栗野商品券**

### [3]報奨金（商品券）の受け取り

報奨金支給決定通知書が届いたら、鹿沼市環境課窓口（環境クリーンセンター管理棟内）で、商品券を受け取ってください。その際、下記のものをお持ちください。

- ・送付された支給決定通知書（コピー不可）
- ・身分証明書（自動車運転免許証、マイナンバーカード、住基カード等）
- ・報奨金（商品券）受領書（支給決定書の下部、押印したもの）

※報奨金（商品券）の受け取りには期限があります。期限内に受け取りがなかった場合、報奨金を支給したものとみなしますので、必ず期限内に受け取るようお願いします。

#### 【商品券引渡しの手順】

- ① 窓口にて報奨金支給決定通知書（コピー不可）及び身分証明書を提示
- ② 必要事項を記入した報奨金（商品券）受領書を提出
- ③ 内容を確認後、商品券を支給

※ 商品券の引換を支給決定者以外の方が行う場合、委任状（報奨金（商品券）受領書の下部）を、支給決定者が記入してください。委任状の記入がない場合、支給決定者以外の方が商品券を受け取ることはできません。

## 3 その他注意すべき事項

### [1]報奨金の申請手続等の代行について

報奨金申請代理人として、申請の手続を販売事業者等が代行する場合がありますが、申請者は申請手続等を代行者に任せきりにせず、申請者は報奨金の提出書類の写しを取るなど、その内容を把握しておくようにしましょう。

また、代行者は提出書類の写しを取り、ご自身で控えておくことはもちろん、申請者へ控えを渡すようお願いします。

なお、報奨金の申請手続きを代理人が行う際は、報奨金支給申請書（様式第1号）の報奨金申請代理人欄に記名及び押印が必要となります。

### [2]事前確認について

支給申請書等を作成する場合は、必ずこの手引書及び別紙記入例を参照してください。  
また、支給申請書等を提出する際は、事前に必ずチェックシートで確認してください。  
（チェックシートは、提出する必要はありません。）

### [3]制度の見直しについて

報奨金の対象となる設備や金額等、制度内容については、継続的に見直しを図っています。

年度によって内容が変更になる可能性もありますので、必ず事前に確認していただき、設備の設置後は速やかな報奨金の申請をお願いいたします。